

東京都八街学園

I 施設概要

所在地	千葉県八街市八街に151
-----	--------------

	事業種別		定員
指定管理事業	第1種社会福祉事業	児童養護施設	64人

II 令和5年度の運営方針

利用者本位のサービスを徹底し、児童の個性や自主性を尊重し、安全・安心を確保するとともに、職員と児童との信頼関係を育みながら、児童一人ひとりに寄り添い、自立に向けた専門的支援を進める。

また、「事業団第Ⅱ期中期経営計画」に掲げる取組を着実に進め、人材の確保・育成に取り組むとともに、引き続き業務の見直しなど効率的な施設運営に努める。

児童の人権を守り、安全安心な生活を確保することは施設運営の中で最も基本的かつ重要であり、施設内虐待や暴力などは、小さな芽のうちに気づき、組織的に対応することを徹底する必要がある。そのため、施設を挙げて「重大事故ゼロ運動」を実施するとともに、職員一人ひとりが事故を起こさないという強い自覚の醸成と高い専門性とスキルを備えた外部専門家の活用による職員の知識・能力の向上などの観点から、取組の充実を図っていく。

さらに、令和5年度においては、施設の小規模化及び家庭的養護の一層の推進を図るため、グループホームを1か所設置し、地域社会とより身近な交流を行いながら一般家庭に近い生活体験を送ることができる環境を児童に提供し、将来の自立に向けた支援を行っていく。

また、利用者や児童の安全対策を最優先し、新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底して行いながら、各事業や取組を実施していく。

なお、運営方針・実施計画の策定にあたっては、各事業や取組について、例年通り実施するものとして策定した。そのため、新型コロナウイルス感染状況によっては、感染防御の観点から、事業や取組を縮小することがある。

1 利用者・児童の権利擁護及び最善のサービスの提供

- (1) 個々の児童の状況に応じた自立支援計画に基づき、各職員が連携・協力しながら支援を進めるとともに、児童相談所、学校等の関係機関との連絡・調整を強化し、児童の個性や主体性を尊重した、きめ細やかな支援を進めていく。

- (2) 児童が将来安心して生活する能力を持ち、自立した社会人として生活できるように、質の高いサービスを提供するとともに、安全・快適な施設環境の実現に努める。

2 支援技術の蓄積及びそれを活かした高度なケアの提供

- (1) 質の高い人材を安定的に確保するため、地域の実情を考慮しながら、採用PRや見学会などの取組を積極的に展開していく。
- (2) 東京の福祉のセーフティネットとしての役割を引き続き担うため、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の課題を抱える高齢児、他施設での支援が困難なため措置変更された児童等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れる。
- (3) 高い専門性や職級に応じたスキルを備えた職員を育成し、確実に定着へと繋げるため「改定事業団人材育成方針」及び研修計画に基づき、各種研修、事例検討会などを通じ、職員の知識及び専門性の向上を図る。特に、園全体でチューター制等によるOJTを推進するとともに、園独自の施設内研修（新人学習会等）や児童相談センターの関係機関支援事業の活用により、サービス提供の中核となる職員の育成を図る。

また、職員の自己啓発の機運を高め、資格取得や通信教育講座等の受講を支援する。

3 施設機能を活用した地域等との連携

- (1) 支援が必要な児童を広域的に受け入れる役割を引き続き担うために、児童の生活を共に支える、地元自治会や学校、医療機関、企業やNPO等の関係機関・団体との連携を推進していく。
- (2) 地域と児童との相互交流を推進するとともに、各種活動への参加・協力などにより、地域との連携を強化し、地域社会に貢献する。

4 運営体制の強化及び経営の透明性確保

- (1) 虐待等不適切支援の防止に向けたこれまでの取組に加え、「重大事故防止に向けた新たな取組」の実施などにより、児童の権利擁護を推進するとともに、外部講師等によるスーパーバイズの実施等により、職員の支援技術向上を図る。また、風通しの良い職場づくりの整備に努める。
- (2) 個人情報保護、情報セキュリティ対策及びリスクマネジメントを徹底するとともに、事務改善等により効率的な施設経営による自立的経営基盤の確立に努める。

Ⅲ 実施計画

令和5年度も引き続き、幼児から高校生まで幅広い年齢層の児童に対する支援が必要であり、被虐待児や発達障害児などの専門的支援を必要とする児童が増えている状

況を踏まえ、以下の事項に重点的に取り組む。

1 利用者・児童の権利擁護及び最善のサービスを提供

(1) アクション I - ① 権利擁護（虐待防止等）の徹底

児童の人権を守り、安全・安心な生活を確保することは、施設運営の中で最も基本的かつ重要である。職員一人ひとりが権利擁護や虐待防止に関する知識・意識を高め、支援技術の向上を図る必要がある。

重大事故ゼロの徹底に向け、職員個人の目標設定、職員倫理綱領や虐待防止マニュアル等の周知徹底、新任職員への支援上のルールの早期教育、施設内研修や虐待等防止委員会等における職員の意識啓発を図る取組の強化など、不適切な対応は小さな芽のうちに気づき、組織的に対応することを徹底する。

研修に関しては、悉皆研修として、虐待防止（総論）研修（e-ラーニング）を全職員が必ず年1回受講し、虐待防止に関する知識・能力の向上を図る。

また、直接支援職員の意識・支援技術の向上を目的とした事例研究等を行う研修、管理監督者向けの「虐待をさせない風土づくり」等を学ぶ研修、支援現場の中心的役割を担う中核職員向けの虐待の芽の早期発見を目標とした研修等に幅広く職員を参加させる。

さらに、「重大事故ゼロ運動」や管理監督層による棟会への参加、夜間リーダーの活用促進などを実施するとともに、相談しやすい職場づくり、全職員アンケートによる意見交換会の実施、夜間支援体制の強化など、児童の権利擁護に向けて重点的に取り組む。

あわせて、対応が困難な児童に対する専門的な支援に関する研修等を実施し、児童の状況に応じた適切な支援を進める。

令和5年度は、児童の行動への理解を深めるための研修や、職員の感情コントロールを強化するための研修等に重点的に取り組むほか、監督者層や専門職と直接支援職員との意思疎通を積極的に行い、各種課題の早期発見と早期対応を図る。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
リスクマネジメント委員会	年6回	不適切な支援や児童虐待の防止等に向けた取組、安全対策等
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% (全職員実施)	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修（e-ラーニング）も実施

(2) アクション I - ② 利用者・児童等からの要望や苦情への適切な対応

ア 福祉サービス第三者評価の活用

令和4年度に高く評価された「特に良いと思う点」について継続して取り組み、更に内容の充実努める。令和5年度も引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの向上に努めるとともに、令和4年度の改善事項については、取組

計画に基づき改善を図るとともに、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

また、常に第三者の視点からサービスを点検・評価し、その指摘を踏まえて改善策を検討・実施するPDCAサイクルを定着させ、サービス水準の向上を図る。

- (ア) 令和4年度評価結果における「特に良いと思う点」
 - a 時代に合ったインターネット環境を整え、子どもが安全にSNSなどのインターネットを利用できるよう積極的に支援している。
 - b 地域の行事に変えて職員が子どもの状況に応じた多様なイベントを企画し子どもが楽しめるよう工夫して支援している。
 - c 園内虐待や暴力などを第一のリスクとし「重大事故ゼロ運動」を園の第一のリスク対策として組織的に虐待等の防止に取り組んでいる。
- (イ) 令和4年度の評価結果における「更なる改善が望まれる点」
 - a 「子ども満足度調査」の困りごとの内容をより具体的に問いかけることで、子どもの意識・生活環境の向上につなげるとよい。
 - b 子どもの多様な状況に適切に対応できるよう、さらに職員の支援力の向上を図るとよい。
 - c 経験の浅い職員が多いので、子どもを尊重する意識をさらに高め、園での接遇に関する意識向上に努めるとよい。
- (ウ) 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画
 - a 児童が園内生活等において、乱暴な言葉かけやいじめがないかなど、困りごとの内容をより具体的に問いかけることで、いじめや虐待、自身の言動の振り返りにもつなげることができるよう質問項目を工夫し、子どもの意識や生活環境の向上につなげていく。
 - b 子どもにとっての「最善の利益」を図るため、子どもの抱える多様な問題に対応して適切な支援ができるよう、職員の支援力や専門性の向上をさらに図っていく。
 - c 職員の思いやりの心を育むとともに、子どもが気持ちを受け止められていると感じられるよう職員の意識向上を図り、一人ひとりの子どもを尊重した丁寧な対応をさらに向上させていく。

事 項	(評価項目における標準項目の達成率)
第三者評価による改善	100%

イ 苦情解決制度の充実

第三者委員による定期的な相談の実施や適切な苦情対応など、児童等が意見・苦情を伝えやすい環境を整備するとともに、苦情に対する迅速な対応等に取り組む。

また、相談後は、児童寮で一緒に夕食を取るなど、相談しやすい雰囲気作りを進める。

第三者委員	相談実施回数
2人（弁護士、元主任児童委員）	年12回

ウ 利用者満足度調査の実施

児童の率直な意見や要望等を把握し、児童の声を十分に踏まえたサービスの向上や改善に取り組むため、利用者満足度調査を行う。

実施内容	実施時期
学園での生活の満足度や課題等を把握するため、全児童向けに実施	1月

(3) アクションI-③ リスク管理の推進

ア 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）、事業団個人情報保護規程及び事業団情報セキュリティ対策基準等を遵守し、情報セキュリティ責任者の指導監督のもと、チェックリストによる自己点検の実施等により、個人情報の適正な管理を徹底する。

イ リスクマネジメントの徹底

日々の支援等の記録を適切に残すことやヒヤリ・ハット事例の収集・検証が事故防止のために重要であることを改めて周知徹底する。ヒヤリ・ハット報告については、年6回、リスクマネジメント委員会において集計結果をフィードバックし、支援上、特に注意すべき事例については発生防止策や対応方法等を検討する。また、万が一事故が起こった場合は、職責に応じて迅速かつ適切に対応するとともに、事後検証を行い、原因の究明や問題点への対応の見直しを図り、再発防止を徹底する。また、児童の安全確保、権利保護を目的として、見守りカメラを積極的に活用する。

事項	実施回数等	内容・協力機関等
リスクマネジメント委員会（再掲）	年6回	不適切な支援や児童虐待の防止等に向けた取組、安全対策等
交通安全講習会	年1回	警察署等との連携による講習
救命救急講習会	年1回	消防署等との連携による講習
非行防止学習会	年1回	警察署等との連携による講習

ウ 感染症対策、新型コロナウイルス感染症対策の徹底

新型コロナウイルス、インフルエンザやノロウイルスをはじめとする感染症や食中毒の発生を防止するため、マスク着用、手洗い、消毒・除菌等の予防策を徹底するとともに、マニュアル等に基づき、迅速かつ適切に対応できる体制を整備

し、感染拡大の防止に努める。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
感染症予防講習	年1回	新型コロナウイルス、ノロウイルス等
キッチン等検査	年2回	食中毒防止、食の安全の確保

(4) アクションI-④ 利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援

ア 家族再統合及び自立に向けた取組強化

保護者との信頼関係を築くとともに、親子宿泊や一時帰宅などの家庭との交流を図り、親子再統合を着実に推進する。

また、家庭支援専門相談員を中心として、児童・保護者の意向確認や、児童相談所、学校等関係機関との連絡調整、家庭訪問等を実施し、親子関係再構築支援に取り組む。

* 家族再統合

	計 画
親子宿泊	延40泊
	対象児童 7人
保護者との面会、外出	延47回
	対象児童18人

* 自立に向けた支援

	計 画
学習会等実施回数	延40回
	中学生対象
学習塾通塾児童	10人
	対象児童 32人 (小学校5年生以上)
自活訓練等実施回数	1人あたり14日 延42日
	対象児童 3人 (高校3年生)

* 児童の進路決定率

	計 画
進路決定率 (進路先内訳)	100% (高校3年生の児童数3人) (進路先内訳：大学、短期大学、専門学校、就職)

イ アフターケアの充実

自立支援コーディネーター等を中心に、退所児童からの生活相談や進路相談等を積極的に受けるため、個別アフターケア支援計画書の作成により一層強化するとともに、早期から自立に向けた意識の醸成を図る。

＊ 退所児童のアフターケア

(対象児童：自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年)

	計 画
実施人数	45人 ／対象児童68人
対象児童のうち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数及び状況の見守りが必要な児童数	23人

2 支援技術の蓄積及びそれを活かした高度なケアの提供

(1) アクションⅡ－①高い専門性を発揮できる職員の育成 (アクションⅠ⑦の再掲)

アクションⅡ－④質の高い人材確保・定着 (アクションⅠ⑥の再掲)

ア 質の高い人材の確保・定着対策の充実

質の高い人材を安定的に確保していくため、実習生受入れ校への採用PRや希望者向け施設見学会、ホームページによる広報などの取組を実施していく。

また、離職防止の観点から、風通しの良い職場づくり、業務の効率化、職員の負担軽減などを実施していく。

イ OJT推進体制の強化

OJT推進担当者や新任職員育成担当者(チューター)などを有効に活用しながら、人材育成の基本であるOJTの推進に取り組むとともに、中堅職員に対する意識・能力向上を図るための研修を実施することにより、OJTの更なる活性化・定着化を進める。新任職員に対しては支援に関する意識の向上や技の習得を目的とし、中堅職員によるマンツーマンOJT(4月中約2週間)、新任職員学習会、ペアレントトレーニング(支援技術向上プログラム)を実施していく。

ウ 計画的・効果的な研修の実施

虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の課題を抱える高齢児、他施設での受け入れが困難なため措置変更された児童等、それぞれの特性に応じた適切な支援を継続して提供できるように、職員の専門性を高める研修を計画的・多角的に推進する。

全職員に対して、必要な研修の情報を提供するとともに、外部の各種研修や他施設への派遣研修・視察等を計画的に実施し、研修で得られた知識や技術をフィードバックできる体制づくりに努める。これらの取組により、職員の専門性や支援技術の一層の向上を図る。

研修内容	対象者	実施時期
園内研修（課題別対応・性教育等）	全職員	9月・2月
新任職員学習会（資質向上に向けて）	採用・転入1年目	年7回
事例検討会（被虐待児対応等）	全職員	年2回
マルトリートメント（不適切な養育） 防止研修	全職員	年1回

エ 外部専門家、外部医師等との連携

事例検討会のアドバイザーとして大学教授(医師)や外部専門家の協力を仰ぎ、知識の習得及び効果的な支援を学ぶことにより、職員の支援技術の向上を図り、困難事例に適切に対応できるようにする。

(2) アクションⅡ-② 東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進

ア 特別な支援が必要な児童の受入れ

セーフティネットとしての公的な役割を引き続き果たすため、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の課題を抱える高齢児、他施設での支援が困難なため措置変更された児童等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れる。

また、園内クラブ活動などを通じて、入所児童が自信の回復ができる場を提供していく。

〈参考 令和5年3月1日現在〉

中学生・高校生の人数（割合）	全45人中29人、64.4%
定期的に通院する児童の人数（割合）	全45人中31人、68.9%

〈参考 令和4年6月1日現在（一時保護児童含む）〉

服薬管理が必要な児童の人数（割合）	全44人中29人、65.9%
-------------------	----------------

イ 専門的な支援の充実

(ア) 外部講師を積極的に活用し、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）ワークショップ、インターネット上の性的リスクや非行防止に関する学習会、二分の一成人式などの専門的支援に取り組む。また、園の心理職を主体に「セカンドステップ（子どもが対人関係を学ぶことで暴力を防ぐ教育プログラム）」を実施していく。

(イ) 小・中学校等の関係機関や保護者との連携を強化し、不登校の解消に積極的に取り組む。

(ウ) 学習指導や進路指導について、中学生学習会の実施、学習ボランティアの確保や通塾等の活用に積極的に取り組み、子どもの基礎学力向上を図る。

(エ) 児童相談所等と連携し、入所時及び入所後のアセスメントの充実を図る。

(オ) 自立支援コーディネーター等を中心に、個別アフターケア支援計画書を作成し、退所児童のアフターケアの強化、充実を図る。

* 心理職員による児童へのケア

() は心理的ケアを必要とする児童の割合 (令和5年3月1日現在)

個別面接	延700人 (全44人中19人、43.2%)	心理面接、コンサルテーション、SST等
------	---------------------------	---------------------

ウ 家庭的な寮運営

各寮において児童と職員の話合いの場である「寮会」を定期的で開催し、子どもたちに生活の主体者としての意識付けを行い、児童の要望を取り入れながら、家庭的雰囲気のある寮運営に努める。

土曜日・日曜日・祝日の朝食を寮で調理するほか、自主調理、出張調理、行事食、郷土料理などを通じて、より家庭に近い食生活を提供する。

* 自主調理・出張調理

自主調理	年24回	各寮3回×8寮
出張調理	年24回	各寮3回×8寮

〈参 考 令和5年3月1日現在〉

入所児童に占める個室利用児童の人数 (割合)	全45人中35人、77.8%
------------------------	----------------

(3) アクション③ 先進的取組等により蓄積してきた支援技術を他団体へ普及

社会福祉士・保育士・心理職養成の施設実習を、通年で計画的に実施する。教育機関及び児童相談所等からの研修生受入れについては、年4回開催の事例検討会を公開し、受け入れる。

事 項	実人数/延人数	内 訳
保育士等実習生の受入れ	60人/600人	大学 20校 専門学校 8校
事例検討会への受入れ (研修生受入れ)	5人/5人	児童相談所福祉司など
施設見学の受入れ	20人/20人	教育機関、公的機関等

3 施設機能を活用した地域等との連携

(1) アクションⅢ-② 地域における子育て家庭等を支援

地域子育て支援の一環として、CAPワークショップ (大人向け) を、地域向けに開放して開催する。

子育てに関する公開講座等の実施	対象者	実施回数	利用者数
CAPワークショップ	地域住民	1回	3人
職場内研修	千葉県内福祉施設職員	1回	3人

(2) アクションⅢ－③ 地域が求める役割を担い、地域と協働（コミュニティづくりや災害対応等）

ア 地域における公益的な取組

社会福祉法の趣旨を踏まえ、地域の実情やニーズに応じて、地域の社会福祉法人や市との連携による地域支援策を検討する。

イ 多様な主体との連携

地域ボランティアやNPO法人、地域の他法人等と連携し、児童の社会参加や地域社会との交流を積極的に促進する。そのための情報収集や広報による募集等を計画的に実施する。

事 項	延人数	内 容
学習指導等	5人	登録ボランティア
余暇活動等	50人	登録ボランティア・企業ボランティア
興津臨海	5人	NPO法人主催

ウ 地域との連携・協力関係の強化

地域社会のニーズに対応するため、社会福祉協議会や地域行事等の活動に参加するなど、地域と施設の相互交流を推進する。また、子ども会をはじめとする自治会活動に参加し、地域との交流を深めていく。

遊歩道や広場等を地域住民に開放するとともに、納涼祭等の行事への住民参加を推進し、地域との連携・協力を進める。

内 容	対象者・実施回数・参加者数等
子ども会（役員会）	地域子ども会 毎月1回・20人
子ども会行事 （バスハイク・農業体験等）	地域子ども会 各1回・各50人
夏祭り	地域住民 年1回・50人
祭礼（秋祭り）	地域住民 年1回・50人

エ 災害・防犯対策の取組強化

大規模な災害が発生した場合においても、児童や職員の生命及び安全を確保するとともに施設機能を維持していくため、事業団全体における連携・協力体制をより強化するとともに、事業継続計画（BCP）及び対応マニュアルに基づく定

期的な訓練や食糧等の備蓄を確実に行う。

また、事業団全体で初動体制の整備や施設間の連携協力についての合同訓練を実施する。不審者対策等の防犯対策について、関係機関等と連携して必要な訓練等や対応を進める。

事 項	実施回数等	内容等
防災・防犯訓練	年12回 年 1回	火災・地震避難訓練、夜間想定訓練等 防犯対策訓練等

4 運営体制の強化及び経営の透明性確保

(1) アクションⅣ-② 自律的な経営実現のための自主財源の確保

業務の改善や契約内容等の精査など効率的な施設経営に努めるとともに、節電対策や温暖化対策等の環境に配慮した取組を積極的に推進する。

(2) アクションⅣ-③ ICTや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備

他施設での取組情報を参考にしながら、ICTを積極的に導入し、活用することで、業務の効率化や負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備を促進する。

また、オンライン面会、オンライン研修、非接触型の機器類の導入など、タッチレス化の取組をはじめとする「5つのレス」の取組を着実に推進する。

(3) アクションⅣ-④ 魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現

職員が意欲を持っていきいきと働き続けられるよう、離職防止の観点からも、意見交換会や日頃のコミュニケーションの活性化等による風通しの良い職場作りを推進するとともに、ストレスチェックやメンタルヘルス研修の実施、職員への相談窓口の周知などのメンタルヘルス対策により、心身ともに健康に働ける充実した職場環境の整備に努める。

また、職員提案制度や職員アンケート等の機会を通して、職員一人ひとりに業務改善の意識を浸透させるとともに、業務改善提案の活用やその取組が継続できるよう職場環境づくりを進める。

(4) アクションⅣ-⑤ コンプライアンスの推進

職員一人ひとりから組織全体に至るまで、高い倫理性が求められるため、汚職等非行防止やコンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組む。合わせて、権利擁護（虐待防止）、個人情報保護・情報セキュリティを含め、利用者及び児童に対する最善のサービスや支援を実現していく。

また、重大事故防止に関する取組内容のチェックをはじめ、施設全体のコンプライアンスの強化・向上を図る。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------

